施策名	大　事　項	排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中　事　項	自動車単体対策	
	小　事　項	ディーゼル車の集中自主点検 街頭検査の実施 迷惑黒煙相談窓口(黒煙１１０番)への通報を活用した自動車使用者等の指導	

２６年度の計画

大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、排出ガス対策の一層の推進が求められていることから、NOx・PM の排出削減や不正軽油の使用防止を図るため、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を展開する等、事業者等関係者の自主的な取り組みを強化する。

（キャンペーンの主な実施事項）

（イ）運送事業者による自主点検
（ロ）整備事業者による入庫車両に対するエアークリーナーの清掃又は交換
（ハ）整備事業者による入庫車両に対する点検前及び点検後の黒煙測定
（ニ）整備事業者による入庫車両に対する燃料噴射ポンプの封印チェック
（ホ）街頭検査の実施
（ヘ）迷惑黒煙相談窓口(黒煙１１０番)への通報を活用した自動車使用者等の指導

２５年度の計画と評価（達成度）

大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、排出ガス対策の一層の推進が求められているため、NOx・PM の排出削減や不正軽油の使用防止を図るため、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を展開する等、事業者等関係者の自主的な取り組みを強化する。

（ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施結果）

（イ）運送事業者による自主点検　　（２５年１０月実績）

	台　数	割合
エアクリーナを清掃した車両数	４，８２７台	４５％
エアクリーナを交換した車両数	１，０５８台	１０％
エアクリーナの清掃・交換を要しなかった車両数	４，９３３台	４５％
合　　計	１０，８１８台	１００％

（ロ）整備事業者による入庫車両に対するエアクリーナの清掃又は交換

（２５年１０月実績）

	台　数	割合
エアクリーナを清掃した車両数	１，１９３台	５７％
エアクリーナを交換した車両数	２６０台	１２％
エアクリーナの清掃・交換を要しなかった車両数	６１６台	３１％
合　　計	２，０６９台	１００％

２５年度の計画と評価（達成度）

（ハ）整備事業者による点検後の黒煙低減効果　　（２５年１０月実績）

	測定台数	割合
低減率１０％未満	９５９台	６０％
低減率１０％以上２０％未満	２９２台	１８％
低減率２０％以上３０％未満	２０２台	１３％
低減率３０％以上	１４２台	９％
合　　計	１，５９５台	１００％

（二）整備事業者による入庫車両に対する燃料噴射ポンプの封印チェック
（２５年６月実績）

	台数	割合
噴射ポンプの封印が開封されていた車両数	６１台	２％
封印されていた車両数	２，４５８台	９８％
確認を行った車両数	２，５１９台	１００％

（ホ）街頭検査の実施結果　（平成２５年６月、10月及び１１月に実施）

	検査台数	不適合台数
ＤＳテスターによる黒煙測定検査	９５台	０台
硫黄分析器による不正軽油の検査	９８台	０台

（ヘ）迷惑黒煙通報制度（黒煙１１０番）の結果　　（平成２５年度）

一般の方から運輸支局等に通報があった件数	５件
ハガキにより自主点検を実施するよう指導した件数	４件

以上のディーゼルクリーン・キャンペーンの実施結果を見ると、運送事業者による自主点検では、点検を行った車の約半数（５５％）の車両がエアクリーナーの清掃又は交換をしており、エアクリーナーの目詰まりによる黒煙の増加を防ぐことができ効果があったと思われる。また、車検整備で入庫したディーゼル車の整備後における黒煙の低減効果は、約１／４（４０％）の車両が黒煙濃度が１０％以上低減しており、点検整備がディーゼル黒煙の低減に大きな効果があることが確認されている。

よって今後ともディーゼル車の効果的な点検整備、黒煙対策を推進していく必要がある。